(目的)

第1条 この要綱は、敦賀市中心市街地の商業重点地域(以下「重点地域」という。)において、市内の中小企業者の活力の回復・向上を促し、中心市街地の賑わい、 地域経済の活性化及び雇用を創造するため、新規創業又は第二創業等による開業 及び事業継承を支援し、創業等に伴う中小企業者の負担の軽減と経営の安定化を 図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 重点地域 敦賀市中心市街地活性化基本計画(平成21年12月7日内閣総理大臣認定)で設定される中心市街地の区域内における商店街(敦賀駅前商店街、本町1丁目商店街、本町2丁目商店街、神楽町1丁目商店街、神楽町2丁目商店街、相生町商店街及び博物館通り)及びお魚通りをいう。
 - (2) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者(ただし、会社又は個人でみなし大企業を除く。)をいう。
 - (3) 創業等 次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - ア新規創業
 - イ 業態転換や新事業・新分野に進出する第二創業
 - ウ 多店舗化
 - エ 重点地域外からの移転を伴う開業
 - オ 事業承継による事業継続
 - (4) 認定支援機関 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第31 条に規定する認定経営革新等支援機関をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、重点地域に存する店舗又は空き地を用いて創業等を行 う中小企業者のうち、創業等に係る事業計画(以下「創業等計画」という。)につ いて、認定支援機関の審査確認を受けたものとする。 (補助対象業種)

- 第4条 補助対象となる業種は、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号) に規定されるもののうち、次の各号のいずれかに該当するもので、公序良俗に反 せず商業の活性化に資するものとする。
 - (1) 小売業 大分類 I のうち、中分類 5 6 から 6 0 に区分されるもの
 - (2) 貸間業 大分類 K のうち、細分類 6 9 2 2 に区分されるもの
 - (3) 飲食業 大分類Mのうち、中分類76に区分されるもの
 - (4) 宿泊業 大分類Mのうち、中分類75に区分されるもの
 - (5) 生活関連サービス業 大分類Nのうち、中分類78及び79に区分される もの
 - (6) 情報通信業 大分類Gのうち、中分類39から41に区分されるもの
 - (7) 教育・学習支援業 大分類〇のうち、中分類82に区分されるもの
 - (8) 専門・技術サービス業 大分類Lのうち、中分類72から74に区分されるもの
 - (9) 福祉サービス業 大分類 P のうち、中分類 8 5 に区分されるもの
- 2 前項の規定に関わらず、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第121号)第2条において規定する風俗営業は除く。

(補助対象経費)

- 第 5 条 補助事業の対象となる経費は、創業等に伴い必要となる建築、設備工事及 び備品購入等(以下「改修等」という。)に係る経費とする。ただし、消費税及び 地方消費税、原則として店舗外で使用する物は対象外とする。
- 2 同一の対象経費について、当該補助事業と同様の性質の市の補助事業とを重複して、受けることはできない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、前条に定める補助対象経費に補助率を掛けて算出し、補助 率及び補助限度額は、次のとおりとする。

補助率	補助限度額
1 / 3	5 0 万円

(交付申請)

第7条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書

(様式第1号)に別表第1に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、次に掲げる条件を満たしていなければ前項の交付申請を行うことはできない。
 - (1) 創業等に係る事業に着手前であること。
 - (2) 法人及び事業の代表者が市税の滞納をしていないこと。
 - (3) 当該年度内に開業する見込みがあること。
 - (4) 開業後、3年以上継続して事業を実施する見込みがあること。
 - (5) 開業に当たり許認可及び資格等が必要な場合は、当該資格等を取得し、又 は開業までに取得する見込みがあること。

(交付決定通知)

- 第8条 市長は前条の規定に基づき、交付申請書を受けた場合は、その内容の適否 を精査し、適当と認めたときは、交付決定通知書により、速やかに補助対象事業 者(以下「補助事業者」という。)に通知するものとする。
- 2 前項の通知を受理する前に、当該事業に着手した場合は、補助金交付の対象とならないものとする。

(申請事項の変更)

- 第9条 補助事業者は、第7条第1項の規定による申請事項を変更しようとするときは、あらかじめ補助金変更承認申請書(様式第4号)に別表第1に掲げる書類のうち必要な資料を添えて市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。
- 2 前項の規定による変更の申請に対する通知については、前条第1項の規定を準用する。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、第8条第1項(前条第2項において準用する場合も含む。) に基づき交付決定を受けた事業が完了したときは、補助金実績報告書(様式第5 号)に別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金等の額の確定等)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、交付決定の内容 及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定 するものとする。この場合において、補助金の確定額と交付決定額に差が生じた ときは、その額を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第12条 前条の規定に基づき、額の確定を受けた補助事業者が、補助金の交付を 受けようとするときは、速やかに交付請求書(様式第7号)に第8条第1項(第 9条第2項で準用する場合を含む。)及び前条に規定する通知書の写しを添えて、 市長に提出しなければならない。
- 2 市長は前項の規定により適正な交付請求を受けたときは、30日以内に補助金 を補助事業者へ交付するものとする。

(補助金の返還)

- 第13条 市長は、次条の規定による調査等を行い、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。
 - (1) 補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが 判明するに至ったとき。
 - (2) 補助事業者が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) 補助事業者が、創業から3年以内に廃業、対象区域外への移転、その他事業の継続が不可能になったとき。(ただし、市長がやむを得ないと判断した場合を除く。)
 - (4) その他市長が不適当と認めたとき。

(調査)

第14条 市長は、この要綱の適正な運用を図るため必要があるときは、補助事業者、認定支援機関その他に必要な書類の提出を求め、又は実態を調査することができる。

(その他)

第15条 この要綱及び敦賀市補助金等交付規則(昭和57年敦賀市規則第5号) に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(敦賀市まちなか創業等支援事業補助金交付要綱の廃止)

2 敦賀市まちなか創業等支援事業補助金交付要綱は平成29年3月31日限り、 廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第7条及び第9条関係)

771 37 31		
番号	交付申請書の添付書類	備考
1	認定支援機関の承認を受けた創業等計画書	様式第2号。ただし、同様 の内容を具備するものであ れば、任意様式で可とす る。
2	事業計画書	様式第3号
3	店舗の位置図	
4	店舗の改修等に係る図面等	
5	改修等に係る見積書等 (経費の内訳が確認できるもの)	
6	店舗の外観及び内部の写真	
7	完納証明書等 (法人及び事業の代表者)	
8	賃貸借契約書の写し	店舗を賃借する場合
9	その他市長が必要と認める書類	

別表第2 (第10条関係)

番号	実績報告書	備考
1	事業実績書	様式第6号
2	改修等実施後の写真	
3	経費の支払いを証する書類	
4	その他市長が必要と認める書類	

年 月 日

敦賀市長様

所 在 地 事業者名 電話番号

敦賀市まちなか創業等促進支援事業補助金交付申請書

敦賀市まちなか創業等促進支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、関係 書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助の対象となる店舗 店舗名:

所在地:

2 補助対象事業費

円

3 補助金交付申請額

円

- 4 添付資料
 - (1) 認定支援機関の承認を受けた創業等計画書(様式第2号)※任意様式でも可
 - (2) 事業計画書(様式第3号)
 - (3) 店舗の位置図
 - (4) 店舗の改修等に係る図面等
 - (5) 改修等に係る見積書等(経費の内訳が確認できるもの)
 - (6) 店舗の外観及び内部の写真
 - (7) 完納証明書等(法人及び事業の代表者)
 - (8) 賃貸借契約書の写し(店舗を賃借する場合)
 - (9) その他市長が必要と認める書類

兼式第2号(第7条及び第9条関係) (二	次) 創	業 等	計画	主			
1 事業者の会社名・氏名等	,	7 必要な資金	Lance to the				
出店地		を かまな 風 変	必要な資金		金 額	調達の方法	金 額
店舗名			機械、備品、車両な	: Ľ	万円	自己資金	万円
業種 氏名		(内訳)				親、兄弟、知人、友人等からの借入	万円
生年月日						(内訳・返済方法)	
年齡	司	5					
2 創業等の動機	付					金融機関等からの借入	万円
	4	È				(内訳・返済方法)	2513
3 事業者の略 歴等 年 月 内 容		商品仕入、経: (内訳)	費支払資金など		万円	その他	万円
THE PERSON AND ADDRESS OF THE PERSON ADDRESS OF THE PERSON AND ADDRESS OF THE PERSON ADDRESS OF THE PERSON ADDRESS OF THE PERSON ADDRESS OF THE PERSON AND ADDRESS OF THE PERSON AND ADDRESS OF THE PERS	通車	E.					
	3	₹					
	4	È					
#			合 計		万円	合 計	万円
事 業 者 の つ			<u>⊕</u> •		<i>D</i> FI	'a' #T	<i>"</i>
路	_1	事業の見通	し (月平均)				
		\		軌道に乗った	と後		
事 業 経 験 □ 事業を経営していたことがあるが、既にその事業をやめている。 □ (⇒やめた時期: 年 月)			創業当初	(年		5、売上原価(仕入高)、経費を計算された根拠を	ご記入ください。
取得資格□特になし□有(4	73 947		
知的財産権等 凵 特になし 凵 有(井	毛上高①	万円		万円		
and the state of t		M W					
4 取扱商品・サービス (売上シェア %)		毛上原価②	万円		万円		
		(仕入高)	2513		211		
取 板 商 品ウービスの内 容(廃上シェア %)	***************************************	人件費(注)	万円		万円		
答			2				
③ (売上シェア %)		家 賃	万円		万円		
	着	£ + + + + + + =					
	3	支払利息	万円		万円		
ゼールス ポイント		その他	万円		万円		
		A 21 6					
		合 計 ③	万円		万円		
5 従業員		J 益 D - ② - ③	万円		万円 (注) 個	人営業の場合、事業主分は含めません。	
#新役員の人歌 1 従業員歌 人 パート・エルパイト 1				1			
(後人の方の形) へ (うち数略) (人) ハード・・・・・・・・・・ 人		年	月 日				
6 借入の状況(法人の場合、代表者の方の借入(事業資金を除きます。))		上記計画	については、事業	継続性が見む	込まれるもの と	として、審査確認したことを証明しま	す。
借入元 使途 借入残高 年間返済額 万円 万円				定支援機関			
カロ カロ ガ円 ガ円			38 .	小又仮機関			<u> </u>
万円 万円			代	表者			印
			担	当者			即

事業計画書

1 創業等の内容

2 /11/10 11 - 1 - 1				
店舗等の名称				
所在地				
業種				
創業等の区分				
店舗のコンセプト及				
び内容				
具体的なメニュー・				
取扱商品・サービス				
開業予定日	年	月	日	
営業時間				
従業員数				
必要な資格名及び取				
得見込み				

2 補助事業による改修等の内容

	 -					
改修等の内容						
事業実施予定期間	年	月	日から	年	月	日まで

3 従業員数等計画(月平均)

0 风水员外寸	0								
	(1)実施時	(2)1年後	(3)2年後	(4)3年後					
売上高	万円	万円	万円	万円					
従業員数	人	人	人	人					
来店者数	人	人	人	人					

4 補助事業 収支予算書

支出	金額	収入	金額
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
合計①	円	合計②	円

※支出については、積算の明細(種類、金額)を記載すること。

5 収支見通し(月平均)

		(1)実施時	(2)3年後	算定根拠
売 _	上高①	万円	万円	
仕え	人高②	万円	万円	
経費	\$ 3	万円	万円	
	人件費	万円	万円	
	家賃	万円	万円	
	減価償却費	万円	万円	
	広報費	万円	万円	
	その他	万円	万円	
利益	£ (1 -2 -3)	万円	万円	

年 月 日

敦賀市長 殿

所 在 地 事業所名 代表者名 電話番号

敦賀市まちなか創業等促進支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け敦賀市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた事業について、下記のとおり変更したいので申請いたします。

記

1 変更 (補助対象経費の変更その他)

_	<u> </u>	. (開努力家性質の変文との個)	
		変 更 前	変 更 後
	変		
	更		
	内		
	容		
	щ		

2 変更前の交付決定額

円

3 変更後の補助対象事業費

円

4 変更後の補助金交付申請額

円

- 5 添付資料
 - (1) 認定支援機関の承認を受けた創業等計画書(様式第2号)※任意様式でも可
 - (2) 事業計画書(様式第3号)
 - (3) 店舗の位置図
 - (4) 店舗の改修等に係る図面等
 - (5) 改修等に係る見積書等(経費の内訳が確認できるもの)
 - (6) 店舗の外観及び内部の写真
 - (7) 完納証明書等(法人及び事業の代表者)
 - (8) 店舗の賃貸借契約書の写し(店舗を賃借する場合)
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- ※ただし、変更に関する部分に該当しない書類については省略できる。

年 月 日

敦賀市長様

所 在 地 事業所名 代表者名 電話番号

敦賀市まちなか創業等促進支援事業補助金実績報告書

敦賀市まちなか創業等促進支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり、実績を報告します。

記

- 1 補助の対象となる店舗 店舗名:
 - 所在地:
- 2 補助事業に要した経費

円

3 補助金交付決定額

円

- 4 添付資料
 - (1) 事業実績書(様式第6号)
 - (2) 改修等実施後の写真
 - (3) 経費の支払いを証する書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類

事業実績書

1 創業事業内容

店舗等の名称	
所在地	
業種	

2 補助事業による改修実績等

2 補助事業による以修	关限 守			
事業による改修内容				
補助事業完了日	年	月	日	

3 補助事業 収支決算書

支出	金額	収入	金額
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
合計①	円	合計②	円

※支出については、積算の明細(種類、金額)を記載すること。

敦賀市まちなか創業等促進支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け敦賀市指令 第 号で交付決定のあった敦賀市まちなか創業等促進支援事業補助金について、上記金額を請求します。

年 月 日

敦賀市長 殿

所 在 地 事業所名 代表者名

振 込 先 (該当に○を記 入)	銀行・信用金庫 本店·支店 その他
口 座 種 別 (該当に○を記 入)	普通 • 当座
口座番号	No.
フ リ ガ ナ 口 座 名 義	(フリカ゛ナ)

添付書類: 交付決定通知書の写し

変更交付決定通知書の写し ※該当がある場合額の確定通知書の写し ※該当がある場合